平成２３年（フ）第４３１号
香川県高松市紙町430番地７　アルフィーネ国宗203号室
債務者　綾田　和朗
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４３８号
沖縄県豊見城市字宜保270番地プランタンＡ405
債務者　島袋さなえ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５２号
宮城県大崎市三本木新町１丁目４番12号　ハイツフラッパーズＢ　Ｂ―102号、従前の住所埼玉県鳩ヶ谷市坂下町３丁目13番18号
債務者　米林　　満
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
秋田県大館市字一心院南１番地
債務者　佐々木律夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第８４号
秋田県大館市赤石字屋布28番地２、前住所愛知県東海市養父町四ツ池33番地
債務者　平泉　　毅
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第７９５号
京都府木津川市木津川台１丁目21番地　グランドール210号
債務者　パーソナルリラクゼーションこと　川井　利之
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３２号
京都市西京区山田出口町33番地　レーベン山口102
債務者　松吉　久樹
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３３号
京都市西京区山田出口町33番地　レーベン山口102
債務者　松吉　　愛
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１０号
京都市西京区山田猫塚町14番地　ローファス小島205
債務者　寺岡　常宏
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７３号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地１―401
債務者　渡邊よう子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５３号
京都市中京区大宮通三条下ル三条大宮町270コクーン三条大宮205号室、住民票上の住所京都市中京区三条通堀川東入橋東詰町10番地サンハウス佳園304号
債務者　濱野　純一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５７号
京都市山科区大宅烏田町44番地　勧修ハイツ207号室
債務者　中本　正幸
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７３号
京都市伏見区淀際目町240番地の１　府営住宅２―201
債務者　稲垣興業こと　稲垣　寿也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０１号
京都府城陽市寺田垣内後29番地の２
債務者　クロス施工齋田こと　齋田　啓助
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０２号
京都府八幡市八幡五反田１番地　いち恵荘102
債務者　神田　長子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０３号
京都市下京区七条通間之町東入材木町481番地　プルミエール生島403号
債務者　南　　佐知
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山形県新庄市中道町14番地の２　中道ハイツＤ号室、前住所山形県新庄市石川町５番20号
債務者　早坂　幸一（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
山形地方裁判所新庄支部